

保 護 者 各 位

八戸市福祉事務所長
(公印省略)

第 3 子 以 降 の 保 育 所 入 所 児 童 の 届 出 に つ い て

八戸市では、平成9年4月1日より第3子以降の児童の保育料軽減を実施しております。これは、「子どもを産み育てることの環境づくりを推進する」ため、保育料の保護者負担を軽減することにより、出生率の向上や少子化対策を図り、より一層保育園を利用しやすくする環境を整備するためのものです。

対象となるのは、原則として現在扶養している児童が、3人以上いる世帯で、3人目以降の児童が保育所に入所している場合、その児童について保育料の軽減を実施しております。

※ 対象児童の詳細については裏面をご覧ください。

..... 切り取り線

第 3 子 以 降 の 保 育 所 入 所 児 童 届

入所保育所	保育園 (所)				
保 護 者	住 所	八戸市			
	氏 名	印			
区 分	氏 名	続柄	生年月日	学校名・学年等	ケース No.
現 に 扶 養 す る 児 童 全 員 (年齢順に記入してください)	①		年 月 日		
	②		年 月 日		
	③		年 月 日		
	④		年 月 日		
	⑤		年 月 日		
	⑥		年 月 日		
	⑦		年 月 日		
添付書類	健康保険証 ・ 在学証明書 ・ 身障者手帳 ・ 愛護手帳 等の写し				

※健康保険証 (写) は扶養しているお子さん全員がわかるものを提出してください。

八戸市保育料軽減事業について

○対象児童……保護者が現に扶養している3人目以降の児童

①父母及び祖父母等世帯の構成員が所得税及び社会保険等で扶養の対象としている18歳未満の児童。ただし、年度の途中で18歳に達する場合は、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者として扱います。

ただし、他に生計の途がなく、主として世帯が扶養している大学生等については、22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者として扱います。

②保護者等の甥・姪がいる場合は、保護者等の扶養している場合に限り対象とします。

③扶養している児童が、年度の途中で就労を開始し、扶養の対象とならなかった場合については、月の初日に就労した場合は前月までを対象として、月の2日以降に就労した場合はその月までを対象とする。